三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字カンハカタハ二五の一二、二五の一七・二五の二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十二月五日
農林水産大臣　郡司　彰
一　保安林の所在場所　愛知県犬山市大字継鹿尾字仁王洞五四の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字仁王洞五四の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び犬山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百九十四号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第五条の規定に基づき、一般住民の学習等の用に供するための施設に係る補助の額を定める告示（昭和五十年運輸省告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。
平成二十四年十二月五日
国土交通大臣　羽田雄一郎
第一号注1中「ＷＥＣＰＮＬ値」を「時間帯補正等価騒音レベル（以下「Lden」という。）」に、「七十」を「五十七デシベル」に改める。
第二号注中「ＷＥＣＰＮＬ値」を「Lden」に、「七十」を「五十七デシベル」に改める。

○国土交通省告示第千三百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十二月五日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
別所川
二　砂防法第二条の土地の表示
鳥取県西伯郡伯耆町大字口別所字垣ノ内一六三〇番地内四等三角点口別所上を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一一三度四三分五五秒　一五二六・〇一五メートルの地点　一号
標柱一号から二六九度三三分五三秒　三五・二八五メートルの地点　二号
標柱二号から三一五度五六分五七秒　一二・五四九メートルの地点　三号
標柱三号から三一五度一九分四四秒　二二・六六七メートルの地点　四号
標柱四号から二九〇度五二分四六秒　一一・八九九メートルの地点　五号
標柱五号から三五三度三三分四七秒　〇・三九二メートルの地点　六号

○国土交通省告示第千三百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。
平成二十四年十二月五日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
泉谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和五十年建設省告示第六十九号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
滋賀県犬上郡多賀町水谷　字内街道　二二一番　一号及び二号
字滝ノ上　二二〇番三八　三号から六号まで

○国土交通省告示第千三百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十二月五日
国土交通大臣　羽田雄一郎
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
矢の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（平成四年建設省告示第千五十七号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
福井県勝山市村岡町三谷　五番から一一番まで
二五字狢尾　一二番一及び一二番二
一三番
二六字矢ノ谷尾　一番から八番まで
一五番一
一七番
福井県勝山市昭和町二丁目
六三四番二
六三六番から六四〇番まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
赤谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十九年建設省告示第千八百六十九号で指定した赤谷川に掲げる土地の区域を除く。）
福井県鯖江市上河内町　四番
三八字割谷　一番
三九字柳原　四一字下大比良　二七番一
八二字奥如来　一四番から二三番まで
二四番一及び二四番二
三〇番一及び三〇番二
三一番
八三字口如来　一番から九番まで
一〇番一及び一〇番二
一一番一及び一一番二
一二番から三三番まで
三四番一及び三四番二
三五番
三六番一及び三六番二
三七番一
三八番一
三九番一及び三九番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千八百六十九号で指定した赤谷川に掲げる土地の区域を除く。）
福井県鯖江市上河内町　三六字御払　三番一　一号
八三字口如来　一番　二号
八二字奥如来　一四番　三号及び四号
一三番　五号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宗助谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
福井県小浜市和多田　三四号奥ノ谷　三一番一及び三一番二
三二番
四八号奥ノ谷　六番一から六番三まで
七番から一一番まで
一二番一及び一二番二
一三番から一六番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域